

議案第6号

白岡市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 白岡市手数料条例（平成12年白岡町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第59号中「第4条第3項第2号」を「第13条第3項第2号」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に、「b、イ(イ)並びに第63号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」を「b及びイ(イ)」に改め、同表第63号ア(イ)a中「床面積」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。）」を加える。

第2条 白岡市手数料条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「別表第11号から第14号まで」を「別表第13号から第16号まで」に改める。

別表第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

別表中第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発	戸籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき 4 00円
---	--------------------------------------

<p>行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明す</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

る除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書  
書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表中第82号を第84号とし、第63号から第81号までを2号ずつ繰り下げ、同表第62号中「第28号」を「第30号」に、「第60号のア」を「第62号ア」に改め、同号を同表第64号とし、同表第61号中「第59号」を「第61号」に改め、同号を同表第63号とし、同表第60号中「第28号」を「第30号」に改め、同号を同表第62号とし、第59号を第61号とし、第58号を第60号とし、第57号を第59号とし、同表第56号中「第28号」を「第30号」に、「第54号ア」を「第56号ア」に改め、同号を同表第58号とし、同表第55号中「第53号」を「第55号」に改め、同号を同表第57号とし、同表第54号中「第28号」を「第30号」に改め、同号を同表第56号とし、第53号を第55号とし、第52号を第54号とし、第51号を第53号とし、同表第50号中「第28号」を「第30号」に、「第48号ア」を「第50号ア」に改め、同号を同表第52号とし、同表第49号中「第47号ア(ア)」を「第49号ア(ア)」に改め、同号を同表第51号とし、同表第48号中「第28号」を「第30号」に改め、同号を同表第50号とし、第7号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付

1通につき 3  
50円（婚姻、  
離婚、養子縁組  
、養子離縁又は  
認知の届出の受  
理について、請  
求により法務省  
令で定める様式  
による上質紙を  
用いる場合にあ

	つては、1通につき1,400円)
(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

別表備考第1号中「第8号及び第9号まで」を「第10号及び第11号」に改める。

第3条 白岡市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第55号及び同表第59号から第65号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第66号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年3月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正

に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。